

2023(令和5)年度 第4回公共図書館部会幹事会次第

日時 2024年3月5日(火)14:00-16:00(予定)

2024.3.1版

場所 日本図書館協会2階研修室 会館出席及びzoom出席によるハイブリット会議

欠席の場合は、委任状又は議決権行使書による意思表示を行う。

挨拶 公益社団法人日本図書館協会 植松貞夫理事長

内閣府説明「官報の発行に関する法律」について

内閣府大臣官房総務課官報電子化検討室 田中裕太郎室長補佐

(傍聴：文部科学省総合教育政策局地域学習推進課図書館・学校図書館振興室

毛利るみこ専門官、近藤たみ係長

<議題> 下線部議案

議案第1号 2024(令和6)年度公共図書館部会事業計画(案)及び部会経費収支計画書(案)について(事業計画は、昨年度11月に書面決議いただいた内容に、第1回幹事会を4月中に開催することを加筆しています。)

議案第2号 2024(令和6)年度第1回・第2回幹事会及び部会総会の、日時及び場所並びに目的事項と開催方法について

<報告>

- 2024(令和6)年度公共図書館部会役員体制(部会長・副部会長、幹事及び日本図書館協会代議員・理事候補)の選出方法の確認について
- 2023(令和5)年度公共図書館部会事業報告(案)及び部会経費収支決算見込みについて
- (1) 2023(令和5)年度全国公共図書館研究集会サービス部門 総合・経営部門について
(2) 2023(令和5)年度全国公共図書館研究集会児童・青少年部門について
- URL紹介のみ
5件(地方交付税要望、指定管理者制度、「書店・図書館等関係者における対話の場」について、官報の発行に関する法律について、部会通信)

<その他>

1 事務局からの調査事項

(1) 2024年3月末までに調査

施設会員・個人会員選出部会幹事候補調査(全幹事あて)、部会推薦代議員調査(2024年4月以降に変更あるか否かの調査)

(2) 2024年4月当初調査、依頼は2024年3月中

- ・都道府県立図書館長異動調査(幹事の退任書式は特にありません。こちらで対応します)
- ・施設会員選出部会幹事候補調査(変更も含め確認調査)、部会推薦代議員調査(変更も含め調査)

2 その他

別紙添付 2023(令和5)年度公共図書館部会第4回幹事会 委任状・議決権行使書

(当日欠席される幹事は、この書式により意思表示をお願いいたします)

資料：

2023(令和5)年度公共図書館部会役員名簿(幹事・代議員・理事)

2023(令和5)年度公共図書館部会第4回幹事会出欠表

議案第1号-1 2024(令和6)年度公共図書館部会事業計画(案)

議案第1号-2 2024(令和6)年度公共図書館部会 部会経費収支計画書(案)

議案第2号 2024(令和6)年度第1回幹事会及び部会総会の、日時及び場所並びに目的事項と開催方法について

報告1 2024(令和6)年度役員体制について

報告1 関係資料1 公益法人日本図書館協会公共図書館部会役員等の選出について(申合せ)

報告1 関係資料2 公共図書館部会部会長・副部会長選出サイクルについて

⑨報告2-1 2023(令和5)年度公共図書館部会事業報告(案)

報告2-2 2023(令和5)年度公共図書館部会 部会経費収支決算見込み

公共図書館部会規程(2021(令和3)年8月19日から改正施行)

URL:<https://www.jla.or.jp/Portals/0/data/bukai/public/koukyoukitei2021.08.19.pdf>

URL 紹介のみ

1 地方交付税の総務省・文部科学省要望 2023(令和5)年8月1日に要望書提出

<https://www.jla.or.jp/demand/tabid/78/Default.aspx?itemid=6474>

2 指定管理者制度の状況

図書館における指定管理者制度の導入等の調査について 2022(報告)を2024年1月5日付で図書館政策企画委員会が発表

<https://www.jla.or.jp/Portals/0/data/iinkai/seisakukikaku/shiteikanri2022.pdf>

<https://www.jla.or.jp/Portals/0/data/iinkai/seisakukikaku/shiteikanri2022beppyu.pdf>

3 「書店・図書館等関係者における対話の場」について

<https://www.jla.or.jp/home//tabid/1051/Default.aspx>

4 官報の発行に関する法律について

https://www.cao.go.jp/press/new_wave/20231214.html

5 部会通信 17号・18号

<https://www.jla.or.jp/divisions/koukyo/tabid/272/Default.aspx>

部会通信アーカイブに接続します

2023(令和5)年度公共図書館部会役員名簿

		2023 年度幹事			2023-2025 年度日本図書館協会代議員	
選出単位		氏名	所属等	部会役職	氏名	(所属)
1	施設 会 員	北日本	仁和 由紀人	青森県立図書館		村上 泰子(青森市民図書館)
2			菅原 敏紀	秋田県立図書館	副部会長	菅原 敏紀(秋田県立図書館)
3		関東甲	小田部 修一	茨城県立図書館	副部会長	小田部 修一(茨城県立図書館)
4		信越静	柴 雅房	静岡県立中央図書館		
5		岡	齋藤 明子	前橋市立図書館		齋藤 明子(前橋市立図書館)
6		東海	田村 俊作	石川県立図書館		杉下 尚(岐阜県図書館)
7		北陸	清水 俊治	愛知県図書館	部会長	佐々木 智宏(福井県立図書館)
8		近畿	吉本 馨	大阪府立中央図書館		中西 進(京都市立図書館)
9			歌 保晴	和歌山県立図書館		村上 元伸(兵庫県立図書館)
10		中国	杉本 幸三	高知県立図書館		永田 朱美(岡山市立中央図書館)
11		四国	永田 朱美	岡山市立中央図書館		露口 悦之(徳島県立図書館)
12		九州	吉永 明彦	熊本県立図書館		池田 浩(長崎県立長崎図書館)
13		沖縄	松崎 ちはる	福岡市立総合図書館		古賀 由紀子(佐賀県立図書館)
14	個人会員	赤沼 知里	(千葉県立西部図書館)		2023 2024 年度日本図書館協会理事 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 理事 清水 俊治(東海北陸地区選出：愛知県図書館長・公共図書館部会部会長) </div>	
15		水澤 弘幸	(さいたま市立与野図書館)			
16		中川 恭一	(白百合女子大学)			

は前年度から継続の役員

2023 年度公共図書館部会第 4 回幹事会出欠一覧表

	選出単位	2023 年度幹事氏名		開催日・出欠 3/5(火)14:00-16:00
		氏名	所属等	
1	北日本	仁和 由紀人	青森県立図書館	Z 出席
2		菅原 敏紀	秋田県立図書館	Z 出席
3	関東 甲信越静岡	柴 雅房	静岡県立中央図書館	Z 出席
4		小田部 修一	茨城県立図書館	委任状
5		齋藤 明子	前橋市立図書館	Z 出席
6	東海	田村 俊作	石川県立図書館	Z 出席
7	北陸	清水 俊治	愛知県図書館	会場出席
8	近畿	吉本 馨	大阪府立中央図書館	会場出席
9		歌 保晴	和歌山県立図書館	議決権行使
10	中国	杉本 幸三	高知県立図書館	Z 出席
11	四国	永田 朱美	岡山市立中央図書館	委任状
12	九州	松崎 ちはる	福岡市総合図書館	Z 出席
13	沖縄	吉永 明彦	熊本県立図書館	議決権行使
14	個人会員	赤沼 知里	千葉県立西部図書館	Z 出席
15		水澤 弘幸	さいたま市立東浦和図書館	Z 出席
16		中川 恭一	元西東京市中央図書館長	Z 出席

敬称略 出欠等 会場出席、Z 出席 = Zoom 出席、書面による出席 = 委任状、議決権行使

2024 年度公共図書館部会事業計画（案）

1 総会の開催

- ・日時 2024 年 5 月下旬～6 月上旬予定(書面決議開催)
- ・場所 書面決議のためなし
- ・議題 2023 年度事業報告及び 2024 年度事業計画
2023 年度決算報告及び 2024 年度予算
2024 年度役員の承認
2024 年度代議員候補推薦(代議員に変更がある場合)
その他

2 幹事会の開催

(1) 第 1 回幹事会（書面決議）2024 年 4 月下旬までの期間で決議

- ・議題 2024（令和 6）年度役員の選出について
(幹事・部長・副部長・日本図書館協会代議員・日本図書館協会理事)

(2) 第 2 回幹事会

- ・日時 2024 年 5 月 17 日(金)10 時～12 時(2023 年度と同じ日時設定)
原則はこの日時とするが、新年度に日程確認をし、決定する。
- ・場所 ウェブによる出席及び日本図書館協会 2F 研修室
- ・議題 2023（令和 5）年度事業報告及び決算報告について
2024（令和 6）年度役員の選出及び確認について
2024（令和 6）年度代議員候補の推薦について
2024（令和 6）年度部会総会の開催について
- ・開催方法 ウェブ・対面併用のハイブリット方式で開催し、欠席者は委任状または議決権行使の書面決議を行う。

(3) 第 3 回幹事会（書面決議）

- ・日時 2024 年 11 月頃
- ・議題 2025 年度事業計画・予算調書(日本図書館協会提出分)

(4) 第 4 回幹事会

- ・日時 2025 年 2 月中旬 14 時～16 時(後日日程調整)
- ・場所 日本図書館協会 2F 研修室または 504 会議室・ウェブ併用
- ・議題 2025 年度事業計画及び予算

3 全国公共図書館研究集会

- ・サービス部門 総合・経営部門研究集会の開催
1) 担当：中国四国地区（高知県開催予定） 2) 予算：30 万円

4 調査活動

- ・非来館型サービス特に電子書籍の活用事例調査

(様式1)

議案第1号-2

2024年度公共図書館部会 部会経費収支計画書(案)

資料

2024年4月1日から2025年3月31日まで

< 収入の部 >

科目	2024年度予算	2023年度予算	増減額	説明
部会活動費	881,000	1,143,000	-262,000	日本図書館協会から
参加費			0	
寄附金(指定寄附)			0	
雑収入			0	
			0	
収入計	881,000	1,143,000	-262,000	

< 支出の部 >

科目	2024年度予算	2023年度予算	増減額	説明
全国公共図書館研究集会負担金	300,000	600,000	-300,000	サービス部門 総合経営部門 300,000円×1 児童青少年部門 開催しない年度
幹事会交通費	299,000	468,000	-169,000	部会長・副部会長及び関東近県の個人会員の出席を想定し、交通費算定。部会長・副部会長を北日本・九州沖縄・中国四国で算定 276,226円 個人会員選出幹事3名を埼玉県熊谷市からで算定 22,680円。合計 298,906円
総会・幹事会用消耗品	13,000	13,000	0	印刷用紙・インク代等
事務費	212,000	5,000	207,000	事務連絡用切手代 3,500円、振込手数料 2,000円 調査集計嘱託職員費 90,000円、調査集計嘱託員交通費10,000円、調査集計用PC借用料 104,000円、USBメモリー 2,500円
通信運搬費	56,000	56,000	0	SIM対応契約2台分(ただし、月額20Gを越えると割増) 20G基本料金月額1,000円×2台×12月×1.1(消費税以下同じ) = 26,400円 データ月額定額600円×2台×12月×1.1 = 15,840円 ユニバーサルサービス料月額3円×2台×12月×1.1 = 79.2円 ワンコインセキュリティサービス月額500円×2台×12月×1.1 = 13,200円
予備費	1,000	1,000	0	
			0	
			0	
支出計	881,000	1,143,000	-262,000	
収支差額	0	0	0	

以下は、事務局が記入します。

	理事長	副理事長	専務理事	事務局長	総務部長	経理担当
事務局 使用欄						

2024(令和 6)年度第 1 回・第 2 回幹事会及び部会総会の、日時及び場所並びに目的事項と開催方法について

- 1 第 1 回幹事会の開催(4 月下旬までの期間で実施、書面決議)
議題 2024(令和 6)年度役員の選出について
(幹事・部会長・副部会長・日本図書館協会代議員・日本図書館協会理事)
- 2 第 2 回幹事会の開催
 - (1) 日時 2024 年 5 月 17 日(金)10 時～12 時(2023 年度と同じ日時設定)
原則はこの日時とするが、新年度に日程確認をし、決定する。
 - (2) 場所 Zoom による出席及び日本図書館協会 2F 研修室
 - (3) 議題
2023(令和 5)年度事業報告及び決算報告について
2024(令和 6)年度役員の選出及び確認について
2024(令和 6)年度代議員候補の推薦について
2024(令和 6)年度部会総会の開催について
 - (4) 開催方法 Zoom・対面式併用のハイブリット方式で開催し、欠席者は委任状または議決権行使の書面決議を行う。
- 3 2024(令和 6)年度 公共図書館部会総会の開催()
 - (1) 日時 2024 年 5 月の部会幹事会終了後～6 月 6 日(木)までに議決権行使の書面決議を行う。
 - (2) 場所 議決権行使の書面決議のため会場は設けない。
 - (3) 議題
2023(令和 5)年度事業報告及び 2024(令和 6)年度事業計画
2023(令和 5)年度決算報告及び 2024(令和 6)年度予算
2024(令和 6)年度役員の報告
2024(令和 6)年度代議員候補推薦(4 月以降変更ある場合)
 - (4) その他
() 公共図書館部会総会(以下「総会」)の開催は、コロナ前、日本図書館協会(以下「協会」)代議員総会と同日開催(6 月第 2 週)で、当日は部会幹事会・部会総会・協会代議員総会の順で行っており、会場移動などかなりあわただしく行った。昨年 2023 年度の部会総会は 2022 年 5 月 24 日から 6 月 9 日までの書面決議を行った。2024 年度 6 月開催の協会代議員総会は参集及びネット出席のハイブリット方式の開催可能性が高い。部会総会と協会代議員総会の同日開催でないと部会総会参加者が見込めないが、会場や事務局の体制上同日開催は実施困難なため、部会総会は書面決議で行うこととしたい。

2024(令和6)年度公共図書館部会役員体制について

任期途中で所属の人事異動がある場合、後任者が引き継ぐ。

1 部会長・副部会長（任期は2023・2024年度の2年度）

役職	2024年度 氏名(所属)	2023年度 氏名(所属)	備考
部会長	東海北陸地区	清水 俊治(愛知県図書館)	
副部会長	関東甲信越静岡地区	小田部 修一(茨城県立図書館)	
	北日本地区	菅原 敏紀(秋田県立図書館)	

2 幹事（任期は2023・2024年度の2年度）

	選出単位	2024年度氏名(所属)	2023年度氏名(所属)	備考
1	施設 設 会 員	北日	仁和 由紀人(青森県立図書館)	
2		本	菅原 敏紀(秋田県立図書館)	
3		関東	小田部 修一(茨城県立図書館)	
4		甲信	柴 雅房(静岡県立中央図書館)	
5		越静 岡	齋藤 明子(前橋市立図書館)	
6		東海	田村 俊作(石川県立図書館)	
7		北陸	清水 俊治(愛知県図書館)	
8		近畿	吉本 馨(大阪府立中央図書館)	
9			歌 保晴(和歌山県立図書館)	
10		中国	杉本 幸三(高知県立図書館)	
11		四国	永田 朱美(岡山市立中央図書館)	
12		九州	吉永 明彦(熊本県立図書館)	
13		沖縄	松崎 ちはる(福岡市立総合図書館)	
14	個人会員	赤沼 知里(千葉県立西部図書館)	赤沼 知里(千葉県立西部図書館)	
15		水澤 弘幸(さいたま市立東浦和図書館)	水澤 弘幸(さいたま市立東浦和図書館)	
16		中川 恭一(西東京市中央図書館前館長・白百合女子大学基礎教育センター教授)	中川 恭一(西東京市中央図書館前館長・白百合女子大学基礎教育センター教授)	

各選出単位の地区の考え方によって幹事を選出していただく。部会役員の任期と各地区の役員任期がずれている場合があり、その場合には各地区役員任期を尊重する。各地区役員任期について幹事会で確認する。

3 部会推薦理事(任期は2023・2024年度の2年度)

日本図書館協会理事	2024年度氏名(所属)	2023年度氏名(所属)	備考
		清水 俊治(東海北陸地区選出:愛知県図書館長・公共図書館部会部会長)	

4 日本図書館協会代議員(代議員任期は2023年度から2025年度)

任期途中で人事異動がある場合は後任者が引き継ぐ。

番号	選出単位	2024年度氏名(所属等)	2023年度氏名(所属等)	備考
1 2	北日本		村上 泰子(青森市民図書館) 菅原 敏紀(秋田県立図書館)	
3 4	関東甲信 越静岡		小田部 修一(茨城県立図書館) 齋藤 明子(前橋市立図書館)	
5 6	東海北陸		杉下 尚(岐阜県図書館) 佐々木 智宏(福井県立図書館)	
7 8	近畿		中西 進(京都市立図書館) 村上 元伸(兵庫県立図書館)	
9 10	中国四国		永田 朱美(岡山市立中央図書館) 露口 悦之(徳島県立図書館)	
11 12	九州沖縄		池田 浩(長崎県立長崎図書館) 古賀 由紀子(佐賀県立図書館)	

公益社団法人日本図書館協会公共図書館部会役員等の選出について
(申合せ)

(目的)

- 1 この申合せは、公益社団法人日本図書館協会公共図書館部会（以下「部会」という。）の役員等（幹事・部会長・副部会長・日本図書館協会（以下「協会」という。）理事候補・協会代議員候補）を推薦するために必要な事項を申合せらる。

(留意事項)

- 2 この申合せは、協会定款、協会活動部会通則規程、公共図書館部会規程（以下「部会規程」という。）を遵守したうえで、執行する。

(幹事の選出)

- 3 施設等会員の幹事の選出は、「各地区の施設等会員の互選により選出」（部会規程第6条第1項第1号）するものであり、その任期は協会役員任期と同一（部会規程第9条第1項）で、現在は西暦奇数年6月開催予定の定時代議員総会終結の時から2年後の同時期開催予定の定時代議員総会終結の時までである。

なお、施設等会員の選出幹事は、その任期中に人事異動等があった場合、原則として後任者がその残任期間を務めるものとする。

(部会長・副部会長の選出)

- 4 (1) 部会長は、「幹事の互選により選出し、部会総会に報告する」（部会規程第7条第1項第1号）ものであるが、公平かつ円滑な選出を促進するため、あらかじめ幹事会において、選出する施設等会員の地区順を申合せしておくものとする。

(2) 副部会長は、「幹事の中から部会長が推薦し、その幹事会の承認を経て選出し、部会総会に報告する」（部会規程第7条第1項第2号）ものであるが、部会長選出と同様の理由で、あらかじめ幹事会において選出する施設等会員の地区順を申合せしておくものとする。

ただし、部会長が特に推薦する幹事が別にいる場合、そちらを優先して推薦するものとする。

(3) あらかじめ申合せしておく地区については、別紙「公共図書館部会部会長・副部会長選出サイクルについて案」の順による。

なお、部会長・副部会長の任期は3の幹事任期と同一であり、ま

た、施設等会員の選出幹事の場合は、その任期中に人事異動等があった場合、原則として、後任者がその残任期間を務めるものとする。

(協会理事候補の選出)

- 5 協会理事候補の推薦にあたっては、「原則として当該部会の部会長を理事候補とする。ただし、特別な事情がある場合には、部会総会で選出した者を理事候補とすることができる。」(活動部会通則規程第10条第5項)のものであり、部会長を理事候補とし、それができない特別な事情があるときは幹事会で選出した者を部会総会で選出して理事候補とする。その任期は(協会定款第34条第1項)は、幹事の任期と同一とする。

(協会代議員候補の選出)

- 6 協会代議員候補の推薦にあたっては、「部会長は各地区からの推薦を得て、幹事会の承認を経て本法人の選挙管理委員会に推薦する」(部会規程第12条第1項)ものとしている。代議員の任期については、「選任の4年後に実施される代議員選挙終了の時まで」(協会定款第14条第1項)である。

なお、代議員が、その任期中に人事異動等があった場合、その後任者を地区幹事が改めて推薦し、幹事会の承認を得て、部会長が選挙管理委員会へ推薦するものとし、その後任者がその残任期間を務めるものとする。

- 7 本申合せについて変更等が必要な場合は、あらためて幹事会において協議するものとする。

この申合せは、2022年5月20日開催の幹事会で承認を受け、公共図書館部会総会の議決により発効する。

(2022年6月9日公共図書館部会総会書面による議決)

公共図書館部会部会長・副部会長選出サイクルについて

2023 - 2024年度

選出地区	北日本	関東甲信越静岡	東海北陸	近畿	中国四国	九州沖縄
部会長			○			
副部会長	○	○				
副部会長						
備考						

2025 - 2026年度

選出地区	北日本	関東甲信越静岡	東海北陸	近畿	中国四国	九州沖縄
部会長		○				
副部会長	○					○
副部会長						
備考						

2027 - 2028年度

選出地区	北日本	関東甲信越静岡	東海北陸	近畿	中国四国	九州沖縄
部会長	○					
副部会長					○	○
副部会長						
備考						

2029 - 2030年度

選出地区	北日本	関東甲信越静岡	東海北陸	近畿	中国四国	九州沖縄
部会長						○
副部会長				○	○	
副部会長						
備考						

2031 - 2032年度

選出地区	北日本	関東甲信越静岡	東海北陸	近畿	中国四国	九州沖縄
部会長					○	
副部会長			○	○		
副部会長						
備考						

2033 - 2034年度

選出地区	北日本	関東甲信越静岡	東海北陸	近畿	中国四国	九州沖縄
部会長				○		
副部会長		○	○			
副部会長						
備考						

※部会長の選出は、「第10条に規定する幹事会において幹事の互選により選出し、部会総会に報告する。」(部会規程第7条第1項第1号)とあり、互選が原則。ただし、人事異動等で幹事が4月1日に大幅に変わることがあることから、公平かつ円滑な選出を促進するため、部会長を選出する地区をあらかじめ申し合わせしておいたうえで、部会規定に基づき決定する。また、副部会長の選出は、「部会長が推薦し、その幹事会の承認を経て選出し、部会総会に報告する。」(部会規程第7条第1項第2号)とあるので、原則として副部会長を選出する地区はあらかじめ申し合わせしておくが、部会長が推薦する幹事が別にいる場合は、そちらを優先して推薦する。以上のやり方で、以下2年ごとに次の地区を部会長・副部会長の選出地区とする。

(参考)

2021年度

選出地区	北日本	関東甲信越静岡	東海北陸	近畿	中国四国	九州沖縄
部会長		○茨城県				
副部会長			2021愛知県	2021大阪府		
副部会長						
備考						

2022年度

選出地区	北日本	関東甲信越静岡	東海北陸	近畿	中国四国	九州沖縄
部会長		○				
副部会長			○	○		
副部会長						
備考						

2023 (令和 5) 年度 公共図書館部会事業報告 (案)

1 2022 (令和 4) 年度公共図書館部会総会

日時 2023 年 5 月 24 日 (火) ~ 6 月 9 日 (木)

部会構成員

2739 (個人会員 1551、施設会員 1169、団体会員 19 : 2023 年 5 月 8 日現在)

議決権行使総数:657 名(非会員を除き、重複決議は決議時間の遅いものを有効とした。)

部会規程第 4 条第 5 項第 7 項第 9 項により構成員の 10 分の 1 の人数の意思表示をもって部会総会が成立し、決議は部会成立構成員の過半数をもって行うという規定によって開催。

議案第 1 号 2022(令和 4) 年度公共図書館部会事業報告及び収支決算報告書について

賛成 657 反対 0

議案第 2 号 2023(令和 5)年度公共図書館部会事業計画及び収支予算について

賛成 657 反対 0

議案第 3 号 2023(令和 5)年度公共図書館部会幹事の選出について

賛成 656 反対 1

議案第 4 号 2023(令和 5)年度公共図書館部会部会長・副部会長の選出について

賛成 656 反対 1

2 幹事会の開催

(1) 第 1 回幹事会 2022 年 4 月 28 日までの期間で書面決議

議案 番号	議案名	賛成 ○	反対 ×	無印 保留
第 1 号	2022 年度公共図書館部会幹事選出について	16	0	0
第 2 号	2022-2025 年度公共図書館部会代議員候補の推薦について	16	0	0
第 3 号	2022 年度公共図書館部会総会の開催について	16	0	0
第 4 号	2021 年度公共図書館部会事業報告 (案) について	16	0	0
第 5 号	2021 年度公共図書館部会収支決算書(案)について	16	0	0

以上の結果、賛成多数で議案第 1 号から第 5 号まで議決された。

(2) 第2回幹事会 5月19日(金) 14時～16時

第1号	2023(令和5)年度公共図書館部会幹事の選出について(変更)
第2号	2023(令和5)年度公共図書館部会長・副部会長の選出について
第3号	2023 2024年度日本図書館協会理事候補者の選出について
第4号	2022 2025年度公共図書館部会代議員候補の推薦について(追加)

以上4議案について、Zoom出席幹事11名、委任状提出幹事1名、議決権行使幹事2名の賛成によりいずれの議案も承認された。

あわせて、以下6項目は第1回幹事会等で承認を得たものであるが、改めて報告を行った。

- 1 2023(令和5)年度第1回公共図書館部会幹事会議決権行使の結果について
- 2 2023(令和5)年度公共図書館部会総会の開催について
- 3 2022(令和4)年度事業報告及び決算報告について
- 4 2023(令和5)年度事業計画及び予算について
- 5 全国公共図書館研究集会の開催地区及び留意点について
- 6 2022年度実施図書の購入等についてアンケート調査

(3) 第3回幹事会 11月20日～11月30日 書面決議

第1号	2024年度公共図書館部会事業計画(案)及び2024年度公共図書館部会収支計画書(案)について	16	0	0
-----	---	----	---	---

全員の賛成により可決された。

(5)第4回幹事会 2024(令和6)年3月5日(火)14時～16時

- ・場所 日本図書館協会 2階研修室(Zoom併用会議による開催)
- ・幹事現員数 16名

議案第1号 2024(令和6)年度公共図書館部会事業計画(案)及び予算(案)について

議案第2号 2023(令和5)年度第1回幹事会及び部会総会の、日時及び場所並びに目的事項と開催方法について

他報告事項

3 全国公共図書館研究集会の開催

(1) サービス部門 総合・経営部門研究集会

開催日：11月9日(木)12時30分受付開始・10日(金)12時終了

会場：和歌山県和歌山市 ホテルアバローム紀の国(3F孔雀の間)

研究主題：「図書館とSDGs - 図書館ができる持続可能な取り組み -」

基調講演「図書館はSDGsへの取り組みにどのような貢献ができるか」

青柳 英治（明治大学文学部専任教授）

(2) 児童青少年部門 研究集会

【児童・青少年部門】

12月14日(木) 12時受付開始・15日(金) 11時30分終了予定

会場：長野県長野市 メイン会場：ホクト文化ホール小ホール

分科会会場：ホクト文化ホール小ホール・県立長野図書館

研究主題『児童・青少年と共にある本・情報・人の広場-図書館から世界の窓を開こう

-』

基調講演「どうしたら図書館に子どもは来てくれるか？」 杉山亮（児童書作家）

4 部会による調査

今年度実施しておりません

5 公共図書館部会通信の発行

年度内2号発行予定で2号館発行

17 = 2023.7 発行 18 = 2023.9 発行

6 他機関からの依頼

依頼元：日本図書館協会分類委員会委員長

内容：図書館の分類に関する調査

令和5年度

全国公共図書館研究集会(サービス部門 総合・経営部門)

兼近畿公共図書館協議会研究集会・和歌山県公共図書館協会研修会

開催要項

1 研究主題 「図書館とSDGs—図書館ができる持続可能な取り組み—」

2 趣 旨

2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」が目標達成とする2030年まで折り返し地点を迎えました。近年、世界中でSDGsへの取り組みが行われる中、知識や情報の拠点となる図書館も重要な役割を担うことが求められています。

今回の研究集会では図書館がその役割を果たすことでSDGsにどのように貢献できるか、SDGsの背景や課題について改めて学び、さらに具体的な取組事例を通して、私たち図書館員一人ひとりが様々な課題に対する意識を高め、今後より良い図書館サービスを提供する契機にしたいと思います。

3 主 催 公益社団法人日本図書館協会公共図書館部会
近畿公共図書館協議会
和歌山県公共図書館協会

4 主 管 和歌山県立図書館

5 後 援 和歌山県教育委員会

6 対 象 全国の公共図書館及び関係機関の職員、学校及び教育委員会の関係者、図書館活動の関係者並びに図書館に関心のある方

7 期 日 令和5年11月9日(木曜日)・10日(金曜日)

8 日 程

第1日目 11月9日(木)

12:30	13:00	13:20	14:50	15:00	17:00
受付	開会	(1)基調講演	休憩	(2)事例発表 ①②③	

※18時から同ホテルで情報交換会を開催します。(要申込)

第2日目 11月10日(金)

9:30	11:00	11:10	11:50	12:00
(3)研究協議		休憩	(4)情勢報告	閉会

9 会 場

ホテルアバローム紀の国（3F 孔雀の間）

〒640-8262 和歌山県和歌山市湊通丁北2丁目1-2 TEL 073-436-1200

10 内 容

(1)基調講演 「図書館は SDGsへの取り組みにどのような貢献ができるか」

青柳 英治 氏(明治大学文学部専任教授)

(2)事例発表

①「SDGs と「知識創造型図書館」—大阪市立図書館の取り組み—」

上田 優里 氏(大阪市立中央図書館 利用サービス担当係長)

②「真庭ライフスタイル」と図書館—真庭市立図書館の取り組み—」

上杉 朋子 氏(真庭市立中央図書館 参事)

③「絵本で SDGs 絵本で世界とつながろう～絵本を使ってできること～」

朝日 仁美 氏(絵本で SDGs 推進協会代表理事、絵本専門士、JPIC 読書アドバイザー
糸魚川市学校司書)

(3)研究協議

司会・コーディネーター

青柳 英治 氏

パネリスト

上田 優里 氏

上杉 朋子 氏

朝日 仁美 氏

(4)情勢報告

植松 貞夫 氏(公益社団法人日本図書館協会 理事長)

11 参加申込

(1)参加費 無料

(2)定員 200名(定員になり次第締め切ります)

(3)申込期間 令和5年8月1日(火)～10月13日(金)

※障害等にかかる配慮が必要な方は10月3日(火)までにお知らせください。

(4)申込方法 下記研究集会ホームページからお申し込みください。

(電話・FAX は受付できません)

<https://www.lib.wakayama-c.ed.jp/honkan/tenji/5.html>



12 情報交換会

(1)日 時 令和5年11月9日(木)18時から

(2)会 場 ホテルアバローム紀の国（2F 鳳凰の間）

(3)参加費 1人6千円 ※当日情報交換会の会場受付で直接お支払いください。

13 その他

この研究集会は下記の研修を兼ねています。

- ・令和5年度近畿公共図書館協議会研究集会
(近畿公共図書館協議会主催)
- ・令和5年度和歌山県公共図書館協会研修会
(和歌山県公共図書館協会主催)

14 問合わせ先

令和5年度全国公共図書館研究集会(サービス部門 総合・経営部門)実行委員会事務局
和歌山県立図書館内

〒641-0051 和歌山県和歌山市西高松一丁目7番38号

電話：073-436-9520

FAX：073-436-9511

Email：zenkoku23@lib.wakayama-c.ed.jp

交通のご案内

JRご利用の場合 → JR和歌山駅下車 中央改札口 所要時間約 20 分

和歌山バス②番のりば(全て和歌山城前経由)

◇マリナシティ・海南駅前ゆき(121/122)

◇海南駅前(20) ◇医大病院(23) ◇新和歌浦(24)

◇和歌浦口(25) ◇雑賀崎(30/33) ◇県庁前(27)

いずれも「県庁前」下車徒歩5分

南海線ご利用の場合 → 南海和歌山市駅下車 所要時間約 15～20 分

和歌山バス②番のりば

◇マリナシティ・海南駅前(117・城北橋経由)

◇医大病院(11・城北橋経由) ◇和歌浦口(13・城北橋経由)

◇海南駅前(17・城北橋経由)

※本町経由は城北橋経由より時間がかかります

◇新和歌浦(4・本町経由) ◇雑賀崎(30・本町経由)

◇和歌浦口(5・本町経由)

いずれも「県庁前」下車徒歩5分

※ タクシー:JR 和歌山駅から約15分、南海和歌山市駅から約10分

※ 会場アクセスHP <https://www.avalorm.com/access/index.html>



令和5年度
全国公共図書館研究集会（児童・青少年部門）
兼
関東地区公共図書館協議会 運営研究会、
信州発・これからの図書館フォーラム、これからの公共図書館研究会
開催要項

研究主題 『児童・青少年と共にある本・情報・人の広場 ―図書館から世界の窓を開こう―』

1 趣旨

これまで多様な人々がさまざまな立場で、本の素晴らしさ、読書の持つ力や楽しみを伝える活動を続けてきました。コロナ禍をきっかけとしたデジタル化の進展を背景として、「学び」や「読書」の変容、人と人が直接つながる難しさに悩みながらも、この社会変革を一つのチャンスととらえ、子どもたちと共に可能性を模索してきました。

今回の研究集会は、全国の多様な人々が集い、これまで培われてきた研究や実践を共有し、未来につながる場にしたいと思います。本・情報・人の広場である図書館から、どんな窓を開くことができるのか・・・何よりも児童・青少年にとっての「楽しさ」を大切に、新たな可能性を探り、実践につなげていきましょう。

2 主催

公益社団法人日本図書館協会

関東地区公共図書館協議会

長野県図書館協会 令和5年度全国公共図書館研究集会（児童・青少年部門）実行委員会

3 主管

県立長野図書館

4 後援

長野県教育委員会

5 期日

令和5年12月14日（木）～15日（金）

6 会場

ホクト文化ホール 小ホール（メイン会場）（分科会会場）

〒380-0928 長野県長野市若里 1-1-3

県立長野図書館（分科会会場）

〒380-0928 長野県長野市若里 1-1-4

7 対象者

全国の図書館、学校関係者、本に関わる活動をしている方等、どなたでもご参加いただけます

8 日程

(1日目)

12:00	13:00	13:10	15:00	15:15	17:00	18:00
受付	開会	基調講演	休憩	事例発表×3	終了	情報交換会

(2日目)

9:00	9:30	11:00	11:20	11:30	12:00	13:00	14:00~
受付	分科会×3	まとめ	閉会	終了	図書館見学(希望者)		
					県立長野図書館	(別紙参照) 県内公共図書館	

9 配信について

- ・ 14日(木) : 申込み者限定で、基調講演・事例発表のリアルタイム配信(YouTube)を行います。
- ・ 15日(金) : 分科会(3会場)は、現地参加のみとなります。分科会終了後、3会場をオンラインでつないでまとめを行います。現地参加者以外の方へのリアルタイム配信(YouTube)は予定していません。

※ 通信環境等によって、映像や音声等に乱れが生じる可能性があります。あらかじめご了承ください。

10 内容

(1) 基調講演「どうしたら図書館に子どもは来てくれるか？」

杉山 亮 (児童書作家)

基調講演には杉山亮氏をお迎えします。杉山亮氏は児童書作家やストーリーテラーとしてご活躍の他、保父、おもちゃ作家のご経験があり、現在もワークショップやものがたりライブ等を開催しながら、子どもたちが楽しむ空間をつくり続けておられます。

多くのご経験の中で感じていることや、子どもたちの姿をお話いただき、子どもたちが「図書館から世界の窓を開く」ために、私たちがそれぞれの立場でできることを改めて考え、学ぶ機会にしたいと思います。

杉山さんからいただいたメッセージです。

「図書館は来てくれた子どもにはさまざまなサービスができる場所です。でも実際には図書館に来ない子の方がはるかに多いはず。来ないことを嘆くのは簡単ですが、子どもが来ない図書館に未来はありません。

この講演ではまず、私たちが子ども達に図書館に来てもらいたい理由を再確認し、その上でどうしたら子ども達が図書館に来たくなるかを具体的に考えようと思います。お楽しみに」

(2) 事例発表

1 「公共図書館による学校・教員・子どもへの支援」

庭井 史絵（青山学院大学 教育人間科学部教育学科、准教授）

2 「新・学校図書館像 ～学校図書館の捉えなおし～」

宮澤 優子（高森町立高森北小学校・学校司書／高森町子ども読書支援センター）

3 「地域をつなぐ図書館（学校・美術館との連携）」

棟田 聖子（松川村図書館 館長）

(3) 分科会

各会場に分かれ、分科会を行います。1 日目の基調講演及び事例発表の内容を基に、より深く、テーマを追求し研究する時間とします。

1 第一分科会：学校と一緒に「学ぶ」の窓を開く

<座長> 庭井 史絵

<登壇者>「国語の授業で図書館の資料・サービスを活用するには ～アイデアと不安～」

米山 直実（長野県木曾青峰高等学校）

<内容>

学習指導要領や教科書には、図書、新聞記事、地図、統計、郷土資料、外国語資料写真、パンフレットなど、紙／デジタルを問わず、さまざまな情報源（資料）が登場し、これらは、教室・学校内外の学びで活用される可能性がある。

どんな資料があれば、どんな学びが生まれるのか、資料を生かした授業を実践している教員の試行錯誤を聞きながら、学校図書館や公共図書館による支援のあり方について考える。

2 第二分科会：デジタルと一緒に「調べる」の窓を開く

<座長> 宮澤 優子

<内容>

学校図書館を語るとき、それぞれが思い描く学校図書館は、それぞれが経験してきた学校図書館であって、それぞれが違うものを見ている。

では、未来を生きる子どもたちを育むための学校図書館の姿とはいったいどのようなものだろうか？ そういう学校図書館を実現するために、公共図書館は何ができるのだろうか？

特にデジタルを活用した、GIGA スクール時代の学びの現場を知り、次の一歩につなげる場としたい。

3 第三分科会：本を楽しむ環境を整える私たちが一緒に「読む」の窓を開く

<座長> 棟田 聖子

<登壇者> 「学校図書館をはじめ、教育現場における古本の活用事例報告。

民間古書店と、“学校”と“本”のこれからを考える。」

中村 聖徳 ・ 西山 卓郎（株式会社バリューブックス）

<内容>

これまで子どもたちと本をつなぐ活動には、図書館・公民館図書室・学校図書館・書店・美術館・博物館・ボランティア等々の様々な立場の人たちが携わってきた。それぞれの子どもたちに「読む」きっかけとなった場所がある。

今回は書店の事例にスポットを当て、図書館や学校等と書店の連携・共存について考える。今そして未来を生きる子どもたちと、本をつなぐ契機や可能性について探る。

■ 講師紹介

【杉山 亮（すぎやま あきら）】

1954 年東京生まれ。元保父・元おもちゃ作家。現在は児童書作家兼ストーリーテラー。主な著書に「ミルキー杉山のあなたも名探偵シリーズ」偕成社「青空晴之助」「朝の連続小説」「児童書作家の思いつき」仮説社「子どものことを子どもにきく」「子どもを置いて旅にでた」ちくま文庫などがある。

またストーリーテラーとして全国の図書館・小学校でものがたりライブを開催している。八ヶ岳の高原の山梨県小淵沢町に在住。

【庭井 史絵】（青山学院大学 教育人間科学部教育学科、准教授）

公立小学校、甲南高等学校・中学校の学校司書を経て、慶應義塾普通部専任司書教諭。18年間中学校図書館の運営と教育を担う。2019 年より現職。放送大学客員准教授。国際図書館連盟（IFLA）School Library Section 委員。

近著に『学習指導と学校図書館』（放送大学教育振興会）、『ICT 活用の理論と実践－DX時代の教師を目指して』（北大路書房）など。2020 年より御代田町在住。

【宮澤 優子】（高森町立高森北小学校・学校司書／高森町子ども読書支援センター）

高森北小学校・高森町子ども読書支援センター：司書。Google 認定教育者 Lev. 1・2 および GEG Minami Shinshu 共同リーダーとして、学校および町内・地域の ICT 教育をサポート。

日本デジタルシティズンシップ教育研究会専門委員。教育著作権フォーラム初中等ワーキンググループメンバー。

【棟田 聖子】（松川村図書館 館長）

松川村図書館長。1984 年松川中学校司書としてキャリアスタート。その後、松川村公民館図書室・小中学校図書館勤務を経て 2009 年より現職。第 6 期絵本専門士。松本大学非常勤講師。

■ 登壇者紹介

【米山 直実】（長野県木曽青峰高等学校）

長野県木曽青峰高等学校国語科教諭（教員歴 5 年目）。少しでも楽しく知的好奇心を持ってもらえるような授業のために、図書館を活用できたらと思い、授業づくりに取り組んでいます。

【中村 聖徳】（株式会社バリューブックス）

株式会社バリューブックスにて、本を寄贈する活動「BOOKGIFT」や移動本屋「BOOKBUS」などの事業を担当。第 7 期絵本専門士。PA エンジニア。

【西山 卓郎】（株式会社バリューブックス）

バリューブックスにて本で寄付するサービス「charibon」を担当。その他、県立長野図書館協議委員、上田市内の NPO の理事などを行いながら、本や学び、体験について営利・非営利色々な角度で悩みながら動いています。

11 図書館見学

- ・ 研究集会終了後、図書館見学を行います。（希望者のみ）
- ・ 別紙で紹介する図書館では、館内見学の際に職員による説明を行います。
- ・ 別紙で詳細をご確認いただき、申込フォームからお申込みください。
（参考）「長野県内公共図書館リンク集」（※所在地等の詳細をご確認ください。）

https://www.knowledge.pref.nagano.lg.jp/alliance/lib/links_kokyo.html

12 参加費

無料

13 情報交換会

参加者の交流を目的とした情報交換会を開催します。

- ・ 日時：12 月 14 日（木）18 時から
- ・ 会費：5,000 円（会費は情報交換会会場受付でお支払いください。）
- ・ 会場：榎屋 びくら（長野市末広町 1355-5 ウエストプラザ長野 10 階）

14 参加申込み

以下をご希望の方は、全てお申込みをお願いします。

- ・ 現地会場で参加
※ ご希望の分科会をご選択ください。（第 1 希望・第 2 希望）
分科会の人数によっては、第 2 希望になる場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・ リアルタイム配信（YouTube）の視聴 ※12 月 14 日（木）のみ
- ・ 図書館見学（職員による館内案内有り）

(1) 申込期間

令和 5 年 9 月 15 日（金）～令和 5 年 10 月 31 日（火）

- ・ 申込みフォームからお申込みください。
- ・ 本研究集会は、会場でご参加いただくことを前提としたプログラム内容となっていますが、14（木）のみリアルタイムでオンライン配信（YouTube）を行います。
- ・ オンライン配信は申込者限定の配信です。必ず申込みフォームからお申込みください。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大状況等によっては、オンライン開催に変更になる場合があります。なお、オンライン開催に変更する場合は、日本図書館協会ホームページ及び県立長野図書館ホームページに掲載します。
- ・ 会場の定員を超える場合は、お断りすることがございますのでご了承ください。
- ・ 手話通訳・要約筆記が必要な方、その他配慮が必要な方は、お申込み時にお知らせください。

申込みフォーム QR コード

**(2) 申込方法**

- 下記申込みフォームからお申込みください。

URL : <https://forms.office.com/r/nHa96etPNJ>

- ※ 電話 ・ FAX では受付できません。
- ※ 申込みフォームが利用できない場合は、事務局までメールでご相談ください。

(3) 宿泊

宿泊については、各自で直接お申込みください。

- ※（公財）ながの観光コンベンションビューローの支援を受け開催します。下記に長野市内のホテル・旅館の案内（URL）が掲載されています。ぜひ市内宿泊施設をご活用ください。
- ※「宿泊施設のご案内」（「ながの観光コンベンションビューロー」ホームページ）
<https://convention.nagano-cvb.or.jp/modules/convention/accommo>

15 資料について

印刷した資料の事前配布・当日配布は行ないません。

- ※ 公開可能な資料を事前に県立図書館ホームページに公開します（準備が出来次第公開予定）
- ※ 必要な方は各自で印刷をして、当日ご持参ください。

16 その他

この研究集会は下記の研修を兼ねています。

- ・ 令和 5 年度関東地区公共図書館協議会 運営研究会
(関東地区公共図書館協議会主催)
- ・ 令和 5 年度信州発・これからの図書館フォーラム
(県立長野図書館主催)
- ・ 令和 5 年度長野県図書館協会 これからの公共図書館研究会
(長野県図書館協会主催)

17 問合せ先

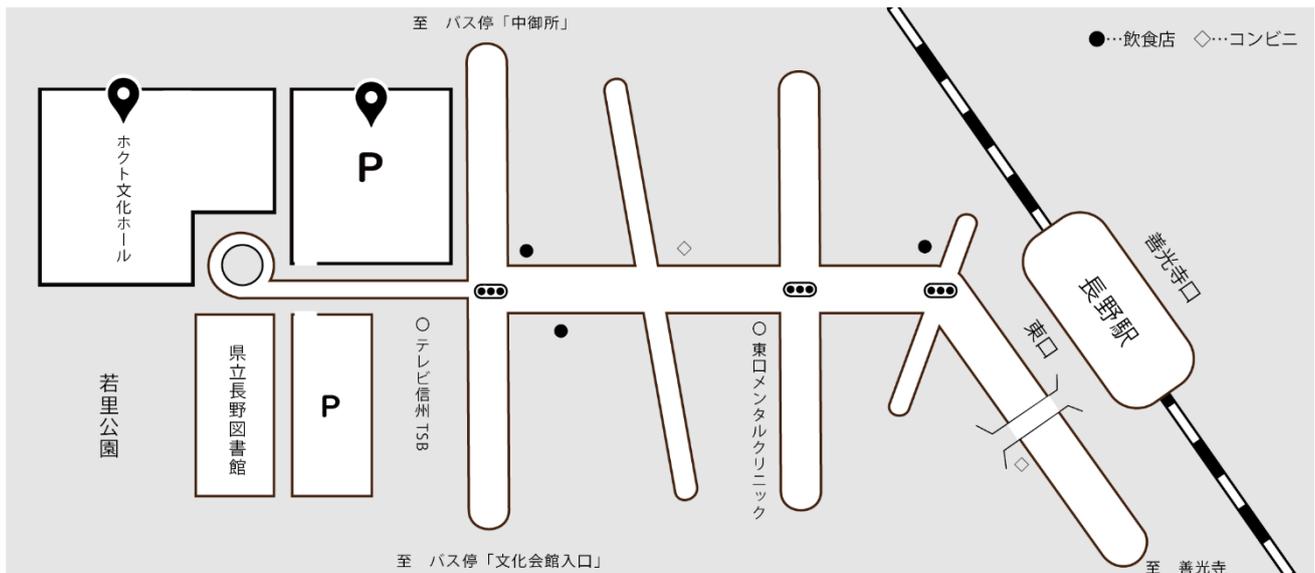
長野県図書館協会 令和 5 年度全国公共図書館研究集会

(児童・青少年部門) 実行委員会事務局

〒380-0928 長野県長野市若里 1-1-4 (県立長野図書館内)

TEL : 026-228-4939 E-mail : [ken-tosho@library.jp](mailto:ken-tosho@library.pref.nagano.jp)

18 会場案内



● 電車

JR 長野駅東口より**徒歩約 10 分**

※バスを利用した場合の徒歩距離はあまり変わりません。長野駅からの徒歩・タクシーをおすすめします。

● バス

JR 長野駅東口のりばから

21 番乗り場から日赤線、「文化会館入口 (長野県)」下車 (図書館まで徒歩約 5 分)

JR 長野駅善光寺口のりばから

2 番乗り場から日赤線、犀北団地線、「中御所」下車 (図書館まで徒歩約 5 分)

• **車をご利用の方**

【ホクト文化ホール】 駐車場台数：約 210 台 （車椅子専用：5 台 パーキングパーミット：5 台）

【県立長野図書館】 駐車台数：80 台（うち障がい者等用 3 台）

※ 原則、ホクト文化ホール駐車場のご利用をお願いします。（県立長野図書館駐車場は、一般の利用者が使用します。）

上信越自動車道 長野 I.C.から約 20 分

国道 117 号線 ホクト文化ホール入口交差点から東へ約 600m

国道 18 号線 上千田交差点を西へ約 1000m、長野赤十字病院前交差点を北へ約 900m、
ホクト文化ホール東交差点から西へ約 400m

※ 駐車場には限りがあります。できる限り、公共交通機関のご利用をお願いします。

2017(平成 30)年度から 2034(令和 16)年度全国公共図書館研究集会開催地区

2023 年 2 月 28 日 日本図書館協会公共図書館部会

	2017 (平成 29)年 度	2018 (平成 30)年 度	2019 (平成 31・令和 元)年度	2020 (令和 2)年 度	2021 (令和 3)年度	2022 (令和 4)年度	2023 (令和 5)年度	2024 (令和 6)年度	2025 (令和 7)年度
サービス・ 総合・経営	北日本地区 (2)	東海北陸 地区 (2)	関東甲信越 静岡地区 (2)	近畿地区 (2)	九州・沖縄 地区 (2)	東海北陸 地区 (3)	近畿地区 (3)	中国四国 地区 (3)	関東甲信越 静岡地区 (4)
児童青少年	近畿地区 (1)		中国四国地 区 (2)		北日本地区 (3)		関東甲信越 静岡地区 (3)		九州沖縄地 区 (3)

	2026 (令和 8)年度	2027 (令和 9)年度	2028 (令和 10)年 度	2029 (令和 11)年 度	2030 (令和 12)年 度	2031 (令和 13)年 度	2032 (令和 14)年 度	2033 (令和 15)年 度	2034 (令和 16)年 度
サービス・ 総合・経営	北日本地区 (4)	近畿地区 (4)	九州・沖縄 地区 (4)	北日本地区 (5)	関東甲信越 静岡地区 (5)	東海北陸 地区 (5)	九州沖縄地 区 (5)	近畿地区 (6)	関東甲信越 静岡地区 (6)
児童青少年		東海北陸 地区 (4)		中国四国地 区 (4)		近畿地区 (5)		中国四国 地区 (5)	

()内は地区ごとの開催回数、2013(平成 25)年度を始期としてカウントしている。

2009(平成 21)年度以降、サービス部門と総合・経営部門を合同開催としている。

2023（令和5）年度公共図書館部会 部会経費収支見込み

2023年4月1日から2024年2月22日まで

< 収入の部 >

科目	予算額	決算見込み	増減額	説明
部会活動費	1,143,000	1,143,000	0	日本図書館協会から
寄附金（指定寄附）	0	0	0	
雑収入	0	0	0	
収入計	1,143,000	1,143,000	0	

< 支出の部 >

科目	予算額	決算見込み	増減額	説明
全国公共図書館研究集会	600,000	600,000	0	サービス部門 総合経営部門（毎年開催：和歌山県開催） 児童青少年部門（隔年開催：開催年度：長野県開催）
幹事会 交通費	468,000	100,000	368,000	第2回幹事会 Zoom・議決権・委任状 幹事2名出席 第4回幹事会 Zoom・議決権・委任状 幹事3名出席予定
総会・幹事 会用消耗品	13,000	13,000	0	印刷用紙・インク代等
事務費	5,000	5,000	0	事務連絡用切手等
通信運搬費	56,000	55,500	0	貸与用PC2台分 SIM対応契約20G基本 料金月額1台1000円、データ定額月額1台 600円、ユニバーサルサービス料月額1台3 円 以上を2台計42,320円 ワンコインセ キュリティサービス月額1台500円 以上 2台計13,200円
予備費	1,000	0	1,000	執行なし
支出計	1,143,000	773,500	369,500	
収支差額	0	369,500		収支差額は日本図書館協会へ戻入

公益社団法人日本図書館協会公共図書館部会規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本図書館協会（以下「本法人」という。）の定款（以下「定款」という。）第50条の規定及び本法人の活動部会通則規程（以下「部会通則」という。）第9条に基づき、公共図書館部会（以下「部会」という。）の円滑で活発な活動に資するために必要な事項を定めることを目的とする。

(部会の構成)

第2条 部会は、定款第6条第1項第1号に規定する正会員である個人会員及び施設等会員のうち、部会に所属することを理事長に申し出たものより構成される。

(部会の事業)

第3条 部会は、部会通則第5条により、図書館法第2条の規定に基づく図書館のほか、公民館図書室その他の読書施設並びに情報提供施設に関わる活動に関し、定款第4条第1項各号に掲げるすべての事業を行うことができる。

第2章 部会総会

(部会総会)

第4条 部会に部会総会を置く。部会総会はすべての部会構成員により組織される。

2 この規程に定めるもののほか、部会の運営に係わる重要な事項は、部会総会の議決を経なければならない。

3 部会総会における議決権は、部会構成員1名につき1個とする。

4 部会総会は、少なくとも毎年1回招集する。部会総会は、第7条に規定する部会長が招集する。

5 部会総会は、部会のすべての構成員の10分の1の出席をもって成立する。

6 部会総会の議長は、部会長が務める。

7 部会総会の決議は、出席した部会構成員の過半数をもって行う。

8 部会総会は、次に定める事項を決議する

(1) 事業報告及び決算

(2) 事業計画及び予算

(3) 幹事の選出

(4) 部会長及び副部会長の承認

- (5) その他、この部会規程で定める事項
- 9 部会総会に出席できない者は、部会長によって本法人の機関誌等で予め通知された事項について、書面または電磁的方法をもって議決権を行使することができる。この場合、その議決権行使の方法は、部会長が行う総会通知によって指定することとし、部会総会の日時の直前の業務時間の終了時までには、部会事務局に到達しない場合は、無効とする。
- 10 部会総会に出席できない者は、予め登録した本人以外の部会構成員に対し、議決権の行使を委任することができる。ただし、委任状その他代理権を証明する書類は、部会長による部会通知において指定された方法によって部会総会の日時の直前の業務時間の終了時までには部会事務局に届けるものとし、届のない場合は、無効とする。
- 11 部会長は部会総会、幹事会の開催が困難であると判断したときは、書面又は電磁的方法により部会総会・幹事会に代えることができる。その場合、部会長は、書面又は電磁的方法により部会総会・幹事会を開催することを構成員に伝え、また、審議事項と表決期限等の必要事項を伝えなければならない。ただし、この方法によりがたい場合は、部会長・副部会長で協議し、部会員へ周知する方法を決定することができる。
- 12 前3項の規定により議決権を行使したものは、部会総会に出席したものとみなす。

第3章 部会幹事及び幹事会

(幹事)

第5条 部会に幹事を置く。

- 2 幹事の人数は10名以上16名以内とし、うち9名以上13名以内を施設等会員から選出し、1名以上3名以内を個人会員から選出するものとする。
- 3 幹事のうち1名を部会長とする
- 4 幹事のうち第3項を除く者から1名以上2名以内の者を副部会長とすることができる。

(幹事の選出)

第6条 幹事の選出方法は次のとおりとする。

- (1) 施設等会員選出幹事については、別表1に掲げる各地区の施設等会員から2名を互選により選出し、部会総会で承認する。ただし、関東甲信越静岡地区からの選出数については3名とすることができる。
- (2) 個人会員選出幹事については、第10条に規定する幹事会において、部会長が候補者を推薦し、その幹事会の承認を経て、部会総会で承認する。

(部会長及び副部会長の選出)

第7条 部会長及び副部会長の選出は、次のとおりとする。

- (1) 部会長の選出は、第10条に規定する幹事会において幹事の互選により選出し、部会総会に報告する。

(2) 副部会長の選出については、第 10 条に規定する幹事会において、幹事の中から部会長が推薦し、その幹事会の承認を経て選出し、部会総会に報告する。

(幹事の任務)

第 8 条 幹事等の任務は次のとおりとする。

(1) 幹事の任務は次のとおりとする。

- ① 幹事は、第 10 条に規定する幹事会に出席し、部会の運営事項に関する業務の執行の決定に参画する。
 - ② 幹事は、前号に規定する幹事会の決定に基づいて、部会運営に必要な業務を分担する。
 - ③ 幹事は、必要に応じて、都道府県立図書館と協力して図書館関係団体との連絡調整を行う。
- (2) 部会長は、会務を総括する。
- (3) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が欠けたとき又は事故あるときは、あらかじめ定められた順序により、部会長に代わり会務を行う。

(幹事の任期)

第 9 条 幹事の任期は、定款 34 条の規定を準用し、本法人の役員と同一とする。

2 幹事は、2 回まで再任されることができる。ただし、相当の理由がある場合は、その限りではない。

(幹事会)

第 10 条 部会に幹事会を置く。

2 幹事会は、全幹事によって構成される。

3 幹事会の招集は、部会長が行う。

4 幹事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 部会総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 第 4 条第 8 項第 1 号から 5 号に定める事項の承認
- (3) 部会に関する規定等の変更及び廃止に関する事項
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、部会の業務執行の決定
- (5) 第 11 条に基づく、本法人理事候補者の選出に関する事項

5 幹事会は、少なくとも年 2 回開催する。

6 幹事会の議長は、部会長が行う。

7 幹事会は、幹事の過半数の出席がなければ開催することができない。

8 幹事会に出席できない幹事は、他の幹事またはあらかじめ登録した者に議決権の行使を委任することができる。この場合、出席できない幹事は、委任状その他の代理権を証明する書類を幹事会の日時の直前の業務時間の終了時までには部会事務局長に提出しなければ

ならない。

- 9 前項の規定により委任状を提出した場合、その幹事は出席したものとみなす。
- 10 部会長が、予め提案した事項について、幹事会構成員の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、幹事会で可決した旨の決議があったものとみなす。

(協会理事候補者の選出)

- 第 11 条 本法人の理事及び監事選任規程第 8 条第 3 項の規定に基づき、理事長から理事候補者の選出を求められた場合には、前条第 4 項(5)の規定に基づき、幹事会においてすみやかに理事候補者を選出するものとする。
- 2 前項の規定により理事候補者に選出された者が理事となった場合、当該理事は理事会等における審議に当たり、部会との連絡・連携に努めるものとする。

(協会代議員の推薦)

- 第 12 条 本法人の代議員選挙規程第 19 条の規定により代議員候補者の推薦を行う場合、部会長は各地区からの推薦を得て、幹事会の承認を経て本法人の選挙管理委員会に推薦する。
- 2 部会長は、代議員候補者の推薦にあたり、各地区の施設等会員選出幹事に、理事会から依頼された代議員の必要候補者数を各地区施設会員の会員数に鑑みて、依頼する。
 - 3 前項により推薦した代議員が欠けた場合には、部会長は、当該代議員が欠となる地区から速やかに補欠の候補者を推薦するものとする。

第 4 章 部会会計

(部会経費)

- 第 13 条 部会の経費は、以下の経費をもってまかなう。
- (1) 本法人の部会活動配分経費
 - (2) 研修会参加費等、部会活動事業による受益者負担金
 - (3) 部会の活動を指定した寄付金及び補助金等
- 2 部会長は、部会の経理状況を、前事業年度終了後 3 週間以内に理事長に報告しなければならない。

(会計年度)

- 第 14 条 部会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

第 5 章 その他

(部会活動の報告)

- 第 15 条 部会長は、部会通則第 1 3 条により、部会の活動状況を、理事長に文書により報告しなければならない。

(事務局)

第 16 条 部会の庶務は、本法人事務局においてこれを行う。ただし、事業実施に直接的にかかるとする部会の庶務は当該事業の担当図書館が行う。

2 部会長は、幹事会の承認のもとに、本法人理事又は本法人事務局職員から選任した事務局長を部会に置くことができる。

3 事務局長は、部会長の指示に基づき部会の庶務を掌理する。

(分科会)

第 17 条 部会は、部会総会の決議により、分科会を設置することができる。分科会に関する規程は、そのつど定めるものとする。

(改廃その他)

第 18 条 この規程の改廃は、部会総会の決議を経て、理事会の承認により行う。

第 19 条 部会運営に関してこの規程にない事項については、本法人活動部会通則規程に従う。

附則

1 この規程は、平成 26 年 6 月 13 日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、社団法人日本図書館協会公共図書館部会規定（平成 15 年 5 月 30 日最終改正）は、廃止する。

3 この規程は、2021(令和 3)年 4 月 1 日から施行する。

4 この規程は、2021(令和 3)年 8 月 19 日から施行する。

別表 1 (第 6 条 (1) の規定による)

地区別	都道府県名
北日本	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東甲信越 静岡	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
東海北陸	富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県